

- 1 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令を遵守すること。
- 2 労働者の雇用に当たっては、適切な労働条件を設定し、書面により明示すること。
- 3 労働者の労働環境の確保のため、法令により適用除外とされている場合を除き、社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金)に加入し、また、保険料の適正な納付を行うこと。
- 4 労働者の賃金については、毎月1回以上、一定の期日を定め、通貨で、その全額を労働者に直接支払うこと。